

江東区医療的ケア児の 保育所等受入れガイドライン

2023年（令和5年）4月

（2024年（令和6年）9月13日一部改正）

江東区こども未来部

はじめに

近年、恒常的に経管栄養や喀痰吸引、その他の医療行為（以下「医療的ケア」とする）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」とする）が増加し、医療的ケア児やその家族を取り巻く状況も多種多様化しています。そのような中、医療的ケア児やその家族が個々の状況やニーズに応じた適切な支援を受けることができるように体制を整備することが重要な課題となっており、保育施設においては、医療的ケアを必要としていない児童と共に、こども同士の関わりや一日の生活の流れなど、乳幼児期に相応しい環境の中で保育を受け、医療的ケア児の健やかな成長を図る必要があります。

平成28年、児童福祉法が改正され、各地方公共団体において、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の推進をより一層図るよう努めることとされました。また、令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。同法において、各地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると規定されました。

本ガイドラインは、江東区内の認可保育所・小規模保育事業所（以下「保育所等」とする）において、医療的ケア児の受入れに関し、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等を利用し、保育所等において安全な受入れを実施するために、入所までの流れや必要書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、基本的な考え方や留意事項を示したものです。

保育所等は、医療的ケア児を含むすべてのこども一人ひとりの状況に応じた保育を提供する必要があります。医療的ケア児及びその家族の意思を最大限尊重し、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を行うために、本ガイドラインを活用し、安全な受入れの実現に向け、保育所等とともに対応してまいります。

目 次

(ページ)

第 1	基本的事項	1
1	江東区における医療的ケア児とは	
2	医療的ケアの内容・実施者	
3	対象児童	
4	受入れ体制	
第 2	医療的ケア児の入所までの手続き	3
1	医療的ケア児の入所までの基本的な流れ	
2	事前相談	
3	利用申込み	
4	入所希望者面接	
5	入所検討委員会の開催、集団保育の可否の判断	
6	利用調整・結果通知	
7	内定通知後の医療的ケア実施に係る書類作成	
8	入所時の健康診断・面接	
9	医療機関との連携	
10	医療的ケアに必要な物品	
第 3	保育所等での医療的ケア実施体制および対応	5
1	医療的ケアを必要とする児童の保育	
2	医療的ケアの安全実施体制	
3	緊急時及び災害時の対応等	
4	職員の研修	
5	保育所等での医療的ケア実施の継続	
6	受入れ後の健康状況の変更及び医療的ケアの内容変更	
7	長期欠席	
第 4	保護者の了承事項	8
1	保育利用	
2	医療的ケア	
3	慣れ保育	
4	体調管理および保育の利用中止等	
5	緊急時及び災害時の対応等	
6	情報の共有	
7	その他	
第 5	様式	11

第1 基本事項

1 江東区における医療的ケア児とは

医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という）に対し、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）における集団保育（以下「医療的ケア児保育」という）を実施する。また、下記の児童においても医療的ケア児の対象とする。

- * 日常生活の中で医療的ケアが必要な児童
- * 申請時点で医療的ケアを行っている児童

2 医療的ケアの内容・実施者

(1) 医療的ケアの内容

- ①喀痰吸引（気管カニューレ内、口腔・鼻腔内吸引）
- ②経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）
- ③その他、医療的ケア児保育が可能な処置

実施可能な基本項目は①②とする。③については、医療的ケア児の病状などを踏まえ、主治医意見書等を参考に、江東区特別支援児・医療的ケア児保育所等入所検討委員会（以下「入所検討委員会」とする）で実施の可否を判断する。

(2) 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは、原則として看護師、保健師又は助産師の資格を有する者（以下「看護師等」という。）が行うものとする。医療的ケアが適切に行われるように、看護師等を配置するものとする。

3 対象児童

保育所等において、安全に医療的ケア児の受入れを実施するために、受入れ可能な医療的ケア児は、以下のとおりとする。

(1) 受入れの要件

- ①主治医より、集団保育可と判断されていること。（主治医意見書等により判断）
- ②保育所等における受入れ体制が整えられていること。
- ③日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- ④病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること。
- ⑤必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

(2) 年齢

入所時点で1歳児クラス以上であること。

4 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、4月1日入所を基本とする。ただし、年度途中での利用申込みについては、医療的ケア児受入れ要件を満たせば可能とする。
(利用申込みの締切日は、入園のしおりのとおり)
- (2) 実施園は、看護師等の配置や処置スペースなど医療的ケアを実施するための人的・物的な保育環境を整えることが可能な保育所等とする。
- (3) 受入れ時間は、原則平日（月～金曜日）の8時30分から17時とする。
- (4) 受入れ人数は、各園原則1名とする

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

1 医療的ケア児の入所までの基本的な流れ

【別紙参照】

2 事前相談

- (1) 保育支援課保育サービス係において、医療的ケア児の入所にかかる申込み方法や手続き、留意点等について説明する。（保育所等利用申込み時に必要となる「医療的ケアにかかる主治医意見書」「保育のめやす」「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」は、主治医作成の様式になることに留意し、説明する）
- (2) 医療的ケアの内容や病状については、保育支援課特別支援保育担当にて聞き取る。

3 利用申込み

保護者は、保育支援課保育サービス係に、保育所等の利用申込みを行う際、通常必要とされる「教育・保育給付認定申込書兼保育所等利用申込書」「児童の健康状況申告書」等に加えて、「医療的ケア実施申込書」「医療的ケアにかかる同意書」「医療的ケアにかかる主治医意見書」「保育のめやす」「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」を添付して提出する。

【各様式参照】

但し、「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」は入所希望月の前月5日までに提出しても可。

4 入所希望者面接

(1) 面接の日程調整

保護者が、保育支援課保育サービス係に利用申込みを行った後、保育支援課特別支援保育担当は、面接日を保護者と調整する。

(2) 面接の実施

面接の事務局は、保育支援課特別支援保育担当が行う。面接対応者は、入所検討委員会構成員である江東区医師会の医師、心理判定員、公立園園長、私立園園長、保育政策課施設管理係（保育士）、公立保育園看護師を基本とする。

(3) 所要時間

質疑応答を含め一人30分程度とする。

5 入所検討委員会の開催、集団保育の可否の判断

入所検討委員会は保育支援課特別支援保育担当が事務局となる。入所希望者面接の結果、主治医意見書等を踏まえ、当委員会にて集団保育の可否を判断する。

6 利用調整・結果通知

(1) 利用調整

「江東区保育所等における保育に関する規則」「江東区保育所等における保育に関する要綱」に基づき、利用調整を行う。

(2) 利用調整結果の通知

保護者へ「利用調整結果通知書」を送付する。

7 内定通知後の医療的ケア実施に係る書類作成

(1) 保護者は、「医療的ケアに係る調査票」「緊急時個別対応記録票」を記入し、面接時に保育所等へ提出する。

(2) 保育所等は、「実施計画書(手順)」「物品確認・機材動作確認票」等、必要な書類を作成する。

(3) 保護者は、保育所等が作成した計画書等を主治医に確認し、保育所等は必要に応じて定期受診に同行するなどし、主治医に指示、助言を求める。

(4) その他、必要に応じて書類の提出を依頼する。

8 入所時の健康診断・面接

入所に向けて、施設長及び担当看護師等は、改めて保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について聞き取り、支援体制や環境整備の検討を進める。また、保護者に家庭でのケア方法を聞き取る。

9 医療機関との連携

(1) 主治医との連携

保育所等内での医療的ケア実施に向け、入所時においては特に主治医から、実施手順等の具体的な指導、職員研修、緊急時の対応への具体的な指示、施設・設備の整備についての指示、助言を受ける。また、児童が受診する際、必要に応じて、施設長等が同行する。

(2) かかりつけ医等との連携

①かかりつけ医は、日常の児童の健康状態の把握と体調不良時の対応を行う。ただし、緊急時等に、かかりつけ医が対応不可能な場合もあることから、緊急時等の対応について、保護者に確認を行う。必要に応じて、保護者同意の上、保育所等よりかかりつけ医に対応方針等の確認を行う。

②家庭において訪問看護ステーションを利用している場合、保護者同意の上、訪問看護師等と連携し、家庭でのケア内容等の情報の提供を受ける。

③専門機関等を利用している場合、医師・看護師・理学療法士・作業療法士等との連携について、保育所等での生活が快適なものとなるよう、保護者同意の上、児童に関する健康や現在までの経過等の情報の提供を受ける。

10 医療的ケアに必要な物品

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品などを保育所等へ提供する。なお、使用後の物品については、保護者が家庭に持ち帰る。

第3 保育所等での医療的ケア実施体制および対応

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

- (1) 児童の心身の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- (2) 医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を構築する。
- (3) 児童の発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- (4) 児童に適切な生活環境や遊びを提供する。
- (5) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者を支えるよう努める。また、必要に応じて相談機関等と連携する。

2 医療的ケアの安全実施体制

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所等は、「医療的ケアにかかる主治医意見書」「保育のめやす」「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」の内容を確認し、主治医の助言を受け医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等、他の職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設長は医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

(2) 保育所等関係者の役割

児童が保育所等内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるよう、施設長、保育士、看護師等、他の職員、主治医及びかかりつけ医等が連携する。

①施設長は、保育所等における医療的ケア児受入れの責任者となる。医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

②保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し集団保育を行う。

③看護師等は、保育士及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「実施計画書（手順）」等を作成し、保護者の理解及び同意の上、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状況について保護者に報告し、必要に応じて主治医等に共有する。

④園医は、児童の健康診断を行う。実施計画書（手順）等より、児童の健康状況を把握する。

(3) 実施環境の整備

①医療的ケアを実施する場所は、衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、適切な環境において医療的ケアを実施する。

②児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と施設において相互に確認の上、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

児童の医療的ケアの実施に関する書類は保育所等において必要期間保管する。

3 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及びかかりつけ医の協力により保育を実施する。
- (2) 緊急時の対応は、事前に保育所等で定めた事故等発生時の対応の流れに沿って対応する。
- (3) 保育所等は、緊急時の対応について事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示のもと、児童の状況を連絡先である医療機関等及び保護者に連絡し、必要に応じて救急車にて搬送する。緊急対応について、保育所等と緊急対応に関わった医療機関及び保護者との情報共有後、保護者が主治医に報告する。
- (5) 保護者は、児童の体調が悪化した等の場合、利用時間の途中であっても児童の引き取りをする。病院搬送時には病院へ直行する。
- (6) 「緊急時個別対応記録票」を作成し、園児の状況等の変化に合わせて、随時保護者へ内容の確認を行う。さらに、定期的に緊急時の対応や役割分担を明確にしておく。

4 職員の研修

- (1) 医療的ケア及び保育が安全かつ適切に実施されるために、医療的ケア児の心身の状況や必要とする医療的ケアの内容、保育に関する留意点等について保育所等内で定期的に研修を行い、保育所等内職員の医療的ケアに関する知識の向上を図る。
- (2) 医療的ケアに関する研修への参加等を実施し、看護師・保育士等の知識・技術の向上に努める。
- (3) ヒヤリハット・事故等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制整備を行う。また、ヒヤリハット・事故等の事例について各報告書を作成し、保育所等内において他職員と共有・分析し、再発防止策を講じる。

5 保育所等での医療的ケア実施の継続

- (1) 年度単位で実施する医療的ケアの継続について、対象児の健康状態を勘察し、入所検討委員会に意見を求める。
- (2) 入所検討委員会の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要と認められた場合には、区は継続して「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」に基づき保育所等における医療的ケアを実施する。

6 受入れ後の健康状況の変更及び医療的ケアの内容変更

- (1) 受入れ後、年度途中において医療的ケアが必要になった場合、在籍に必要な手続きを行う。(P2 第2 医療的ケア児の入所までの手続き参照)
- (2) 受入れ後、年度途中において医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケアにかかる主治医意見書」「保育のめやす」「医療的ケア主治医指示書(江東区保育園)」を提出する。
- (3) 申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施について入所検討委員会に意見を求める。
- (4) 区が規定する医療的ケアが実施される場合は、入所検討委員会の『集団保育が可能であるかの確認』を以って継続して保育を実施する。
- (5) 主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了となる場合には、必要に応じて看護師等が主治医の受診に同行し、医療的ケア終了の確認を行うとともに、保護者へ「保育所等における医療的ケア終了に関する届出書」の提出を依頼する。【各様式参照】
- (6) 医療的ケアが終了となる場合は、主治医の指導を受けながら児童の健康状態等を確認し、終了後は、通常の保育利用に変更となる。
- (7) 児童の成長に伴って、自分でできる範囲は行うようにする等、成長や育成への配慮から医療的ケアの内容が変わることを考慮し、保護者及び主治医とともに、医療的ケアの内容について確認を行う。
- (8) 状態の有無にかかわらず、保護者は在籍している保育施設と情報共有を行う。

7 長期欠席

入院等の長期欠席後、通所が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて主治医に意見を求める。

第4 保護者の了承事項

保育所等において、安全に医療的ケア児の保育を行い、医療的ケア児及び保護者が安心して保育所等を利用するために、以下の事項について、事前に保護者の同意を得るものとする。

1 保育利用

- (1) 保育の利用日・利用時間は、第1基本事項4(3)に基づき、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケア児の状況、保育所等の状況を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定すること。
- (2) 毎年度、保育所等へ以下の書類を提出し、入所検討委員会にて集団保育の可否を判断すること。
 - ①医療的ケアにかかる主治医意見書
 - ②保育のめやす
 - ③医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）

2 医療的ケア

- (1) 保育所等が医療的ケアを実施する上で主治医の指導・助言が必要な場合に、保育所等の看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- (3) 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育所等の施設長へ報告するとともに、「医療的ケアにかかる主治医意見書」「保育のめやす」「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」を提出すること。保育所等は提出された資料を基に「実施計画書（手順）」を作成し、保護者に確認を行う。
- (4) 保育所等が医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費について、保護者の負担となること。
- (5) 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等に持参すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。

3 慣れ保育

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加し、児童が環境に慣れ、保育所等でケアされることに慣れていく。期間及び保育時間については、保育所等と相談の上、進めていく。児童の様子や状態によっては、慣れ保育の期間を延長・短縮する場合もあること。

4 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者に付き添いをお願いすることがあること。
また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染症罹患の疑いがある場合は、保護者等に連絡をするため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所等内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうかが判断すること。また、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 保育所等が必要と認める時には、主治医を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。
- (6) 児童の病態の変化等により、保育所等が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、保育所等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、原則として退園になること。
- (7) 保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での受入れができなくなる場合があること。

5 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 児童の症状に急変が生じ、緊急事態であると保育所等が判断した場合、その他必要な場合は、保育所等は事前に確認をしている医療機関へ連絡を行うこと。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者の負担となること。
- (2) 挿入物の計画外抜去等の緊急時は「実施計画書（手順）」に沿って対応すること。
- (3) 災害時対策として、3日分の医療的ケア及び生活に必要な物（薬、食事など）を用意すること。
- (4) 災害発生時は可能な限り、速やかなお迎えをお願いすること。

6 情報の共有

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、保護者同意の上で関係機関等に意見を求め共有すること。

- (2) 緊急時の対応のために、保育所等に提出された主治医からの「医療的ケアにかかる主治医意見書」「医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）」等の内容を、保護者同意の上で主治医医療機関以外の医療機関に情報提供すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、保護者同意の上、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 その他

上記1～6のほか、必要に応じ保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。

第5 様式

- 様式1 医療的ケア実施申込書
- 様式2 医療的ケアにかかる同意書
- 様式3 医療的ケアにかかる主治医意見書
- 様式4 保育のめやす（0～2歳児用）（3～5歳児用）
- 様式5 医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）
- 様式6 保育所等における医療的ケア終了に関する届出書

※様式1～6については、江東区統一様式とする。

【別紙1】

医療的ケア児の入所までの基本的な流れ

医療的ケア児の入所までの基本的な流れ

別紙

	保護者	保育所	保育支援課 保育サービス係	保育支援課 特別保育担当
～9月	区保育支援課へ入所の相談	随時、保護者から見学・相談受付	随時、保護者から相談受付 手続き、必要書類の案内	随時、医療的ケア児保護者から相談受付
10月	保育所利用申し込み 通常の申込書に加え ・医療的ケア実施申込書 ・医療的ケアにかかる同意書 ・医療的ケアにかかる主治 医意見書 ・保育のめやす ・医療的ケア主治医指示書 を提出		申し込み受付 医療的ケア実施申し込みが あったら、入所面接日程調 整へ	
11月				入所面接日程調整 利用申し込み後、入所面接 の日程調整を行う
12月	入所面接			入所面接 入所検討委員会
1月			利用調整 利用調整結果通知書送付	
2月	保育所から必要書類の提出 依頼をうける。 ・緊急時個別対応記録票 ・医療的ケアにかかる調査票 保護者と保育所で面接 提出書類の確認 ・緊急時個別対応記録票 ・医療的ケアにかかる調査票 医療的ケア内容の確認 入所前健康診断	保護者へ入所書類提出依頼 ・緊急時個別対応記録票 ・医療的ケアにかかる調査票 入所に向けた準備 ・各種資料の作成 ①実施計画書（手順）作成 ②物品確認・機材動作確認票 ③災害時必要品リスト3日分 ④必要備品の準備 ⑤連絡体制表 ・必要物品の準備		
3月	保護者と保育所で面接 ・実施計画書（手順）の確認、同意 必要に応じ医療的ケア内容の確認のため、自宅訪問受入れ・定期受 診同行 災害時必要品保管			